

■議案第22号 四万十町滞在型市民農園に係る指定管理者の指定について

【要旨】

地方自治法第244条の2第3項の規定により指定管理者による管理を行っている本施設の指定期間が平成31年3月31日をもって満了するため、引き続き指定管理者による管理を実施することとし、四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により指定管理者の候補者として「営農支援センター四万十株式会社」を選定したので、同団体を指定管理者に指定をするため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

【指定管理の概要】

施設名称等	四万十町本堂 707 番地 52 四万十町滞在型市民農園
指定管理者	四万十町黒石 451 番地 営農支援センター四万十株式会社
指定期間	平成 31 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで

【公募によらない理由及び指定管理者の候補選定理由】

四万十町滞在型市民農園は、豊かな自然や良好な農村環境などの地域資源の活用による地域住民と都市住民との交流の拡大及び農村生活を通じた移住や新規就農への移行促進並びに地域の活性化を図ることを目的に設置された施設であり、平成22年4月1日から現在まで、「営農支援センター四万十株式会社」を指定管理者として指定し、指定管理業務に当たってきました。

同団体は、四万十町と高知県農業協同組合等が出資する法人であり、地域農業の担い手として本町の農業振興及び就業機会の創出等を含め、農産物の生産、加工並びに販売、定住促進に関する支援を主な目的として活動していることから、これらの事業活動に係る豊富な知識等を有する法人です。

これまでの指定期間中においては、基本的な施設の維持管理に加えて、利用者に対する確かな営農体験の支援に努める等、効果的かつ効率的な運営を行っていることから、施設の効用を最大限発揮し、安定的な管理運営が実施されていると判断できるため、引き続き同法人を四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により指定管理者の候補者として選定するものです。